

24 障第 1884 号
平成 25 年 3 月 13 日

障がい福祉サービス事業者
地域生活支援事業者 各位

岡崎市長 内田 康宏

障がい福祉サービス事業及び地域生活支援事業に係る事業所移転の
取扱いについて（通知）

日頃は岡崎市の障がい者福祉にご理解ご協力賜りありがとうございます。

さて、事業所の移転につきましては従前より移転後 10 日以内に変更届を提出
するよう求めてきたところですが、都市計画法、消防法その他の法令に違反し
た状態で事業を実施するケースが見受けられます。

つきましては、賃貸借又は売買契約前に必ず障がい福祉課及び他法令所管部局
に相談してください。

他法令に違反した状態を是正しないまま事業を行うことは認められません。

担当 福祉部障がい福祉課企画整備班
電話 (0564) 23-6165
FAX (0564) 25-7650
Mail shogai@city.okazaki.aichi.jp